

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の二第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額(以下この項)」を「課税山林所得金額(次号)」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額(以下この項)」を「課税退職所得金額(同号)」に改める。

第四十五条第一項の表第一号ホ中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二の規定により算定した金額。以下この表において「資本金等の額」という)を「資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第四十六条の二第一項第三号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同項第四号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第五十条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第六十六条中「第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項」に改める。

第五十五条第三項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。

第一百十二条の三第二項並びに第一百十二条の四第三項及び第四項中「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改める。

附則第六条の四の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二

十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第六条の四の第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

（寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第七条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十八条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十七条第二項に規定する課税総所得金額から第三十八条第一号に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十二
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3 第一項の規定の適用がある場合における法第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

第七条の三 平成二十八年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第十一条の二の十二中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第十二条の三中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十三条に次の二項を加える。

4 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第四項の規定による不動産取得

税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第四項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等」を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行つた」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日」と読み替えるものとする。

5 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同条第四項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第三項の規定の適用がある場合にあつては、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内」に同条第一項第一号に規定する住宅を新築すること又は一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること」とあるのは「附則第十三条第四項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号までに掲げる事項及び住宅性能向上住宅の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行つた後、個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号若しくは第二項第一号、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条

の二十七の三第一項、第七十三條の二十七の四第一項、第七十三條の二十七の五第一項、第七十三條の二十七の六第一項又は第七十三條の二十七の七第一項」とあるのは「同条第四項」と、第六十七條第一項各号列記以外の部分中「法第七十三條の二十七第一項（法第七十三條の二十七の二第三項、法第七十三條の二十七の三第三項及び第七十三條の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一條の四第五項」と、同項第一号中「第六十四條各号、第六十四條の二各号、第六十四條の二の二各号又は第六十四條の三第三項各号」とあるのは「附則第十三條第四項において準用する第六十四條の二の二各号」と読み替えるものとする。

附則第十三條の二中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十三條の三第四項中「附則第五十五條の二第一項第一号」を「附則第五十五條第一項第一号」に改める。

附則第十四條第一項中「第七條の規定による登録」を「第七條第一項に規定する新規登録」に、「第五十九條の規定による検査（」を「第六十條第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この項、次条及び附則第十四條の四第七項」を「以下この条、次条及び附則第十四條の四」に改め、同項第四号中「。次条」の下に「及び附則第十四條の四」を加え、同号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」及び「（次項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の四第十七項により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同号イ(1)中「及び次条」を「次条及び附則第十四條の四」に改め、同号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条及び次条）を「エネルギー消費効率（以下この条及び附則第十四條の四」に、「次項」を「以下この号及び附則第十四條の四」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「もの（以下この条及び次条）を「もの（次条及び附則第十四條の四」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ中「附則第四条の四第十項」を「附則第四条の四第十一項」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次条及び附則第十四條の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」

という。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条第一項第五号ロ中「附則第四条の四第十二項」を「附則第四条の四第十三項」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ中「附則第四条の四第十三項」を「附則第四条の四第十四項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項を削る。

附則第十四条の二第二項中「附則第十四条の四第四項から第七項まで」を「附則第十四条の四第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」及び「(第四項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の五第十七項により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の二第二項第二号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十四条の四第四項から第七項まで」を「附則第十四条の四第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第四条の五第八項(次項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の五第十七項により読み替えて適用する場合を含む。)」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「

百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の二第三項第二号イ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十四条の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十八項に規定す

るもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の二に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十四条の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。」

）」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第七項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に、「平成二十七年三月三十一日（第一号）を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に、「であつて」を「（第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの」を「で地方税法施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの（以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に、「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六の二第十二項」に改め、「除く」の下に「。以下

この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で地方税法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（地方税法施行規則附則第四条の六第十一項に規定するけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で地方税法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十四条の四第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十四条の四第六項各号列記以外の部分中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十四条の四第五項」を「附則第十四条の四第七項」に改め、同項第二号中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「附則第四条の六の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「附則第四条の六の二」に改め、同項第一号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に、「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に改め、同項第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十四条の二第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、

次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第九項に規定する

もの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十四条の二第四項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十四条の二第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十六条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第十六条第一項第三号中「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束

で令附則第十条の二の第二十一項に規定するものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

5 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第一百二十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則第十八条第六項中「附則第四条の四第十一項」を「附則第四条の四第十二項」に改める。

附則第二十条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第二十条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十五條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む）

以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年広島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成二十七年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び附則第二十条第一号」を削る。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第四条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中広島県税条例第六十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第七条の二及び第七条の三の規定は、平成二十八年度以降の年度分の個人の県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第四十六条の二第一項第一号の規定によって申告納付する法人で法人税法(昭

和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び新条例第四十六条の二第一項第二号の規定によって申告納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度の法人の県民税についての新条例第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、新条例第四十五条第三項の規定は、適用しないものとする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第十六条第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(狩猟税に関する経過措置)

第七条 新条例附則第二十条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

2 施行日から平成二十七年五月二十八日までの間における新条例附則第二十条の規定の適用については、新条例附則第二十条第一項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護法」と、「鳥獣保護管理法」第九條第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第一項」と、「鳥獣保護管理法第二條第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二條第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九條第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項」と、「に規定する従事者をいい、認

定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「鳥獣保護管理法第九条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項(鳥獣被害防止特措法」と、「者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)」とあるのは「者」とする。